

令和5年度環境調達物品等の調達の促進を図るための基本方針

中野区

1 趣旨

本方針は、「中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」において定められている事項であり、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、環境に配慮した物品等の調達(以下「グリーン購入」という。)の推進を図るとともに、調達総量の抑制や省エネなどを実施し、行政コストを削減することを目的とする。

2 適用範囲

区が所有又は賃借している全ての施設を対象とする。ただし、区営住宅等の居住用施設及び事業者に貸与している施設は除く。

3 調達の基本原則

物品の調達にあっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、資源採取から廃棄までの全ての物品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮して購入する。

- (1)環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- (2)資源やエネルギーの消費が少ないこと
- (3)資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- (4)長期間の使用ができること
- (5)再使用が可能であること
- (6)リサイクルが可能であること
- (7)再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
- (8)廃棄されるときに処理や処分が容易なこと
- (9)調達総量は、必要最小限とすること
- (10)環境負荷低減効果が確認できること

4 対象品目及び調達手順

区が重点的に調達を推進する環境物品等を「特定調達品目」とし、特定調達品目を選択するための判断の基準及び配慮事項は「中野区グリーン購入ガイドライン」のとおりとする。また、対象物品以外についても、「3 調達の基本原則」に準じて物品を選定するよう努めるものとする。

なお、次の事由によりグリーン購入ができない場合は、この限りではない。

- (1) 要求する品質・規格に適合する特定調達物品が製造されていない場合
- (2) 商品の在庫がないことにより、納入期限に間に合わない場合
- (3) 価格が割高であり、予算上の制約を受ける場合

5 調達目標

対象品目ごとの調達目標は、特定調達品目を対象に原則として毎年度定める。令和5年度の調達目標は以下のとおりとする。

品 目		調達目標
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー	調達する場合は、ガイドラインに示した判断の基準を満たすものを調達するよう努める。
文具類	アルバム（台紙を含む）、印章セット、インデックス他 82 品目	調達する場合は、原則として100%とする。
オフィス家具等	いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド	調達する場合は、ガイドラインに示した判断の基準を満たすものを調達するよう努める。
画像機器等	複合機、コピー機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ	
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア	
オフィス機器等	シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機（電卓）、一次電池又は小形充電式電池（単1～単4形）	

話等 移動電	携帯電話、PHS、スマートフォン	
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ	
ナイ等 デ イ シ ヨ ン	家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	
照明	LED 照明器具、LED を光源とした内照式表示灯、電球形 LED ランプ	一定規模の照明器具を含む施設改修の場合は、工事の効率性、既存の器具を含めた管理面を考慮し、ガイドラインに示した判断の基準を満たすものを調達するよう努める。
自動車等	乗用車・小型バス・小型貨物車・バス・トラック・トラクタ等、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油	調達する場合は 100%とする。
消火器	消火器	
作業服等 制服・	制服、作業着、帽子、靴	事務服、作業服、防災服及び清掃事業用服を調達する場合は 100%とする。 その他のものを調達する場合は、ガイドラインに示した判断の基準を満たすものを調達するよう努める。
寝装寝具 インテリア・	カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス	調達する場合は、ガイドラインに示した判断の基準を満たすものを調達するよう努める。
作業手袋	作業手袋	調達する場合は 100%とする。

維製品 その他織	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕(横断幕、懸垂幕)、モップ	調達する場合は、ガイドラインに示した判断の基準を満たすものを調達するよう努める。
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、毛布、作業手袋、テント、ブルーシート、一次電池、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源	
役務	印刷、食堂、自動車整備、庁舎管理、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、植栽管理、害虫防除、輸配送、旅客輸送、庁舎等において営業を行う小売業務、クリーニング、飲料自動販売機設置、引越輸送、会議運営	
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	
公共工事	数値としての調達目標は設定しないが、仕様書等において、一定の環境負荷低減効果が認められる資材、建築機械、工法又は目的物の使用を明記するように努める。	

6 グリーン購入の推進体制

各職場において、環境に配慮した物品等の調達を推進することとする。

7 その他

以下の場合については、各方針に基づく対応を原則とする。

① 庁有車の購入

「脱炭素社会の実現に向けた庁有車購入方針」 ※上記5中「自動車等」における「乗用車」関連

② 飲料の購入

「中野区プラスチック削減指針」 ※上記5中「役務」における「飲料自動販売機設置」関連